

活気ある職場は従業員の健康づくりから！

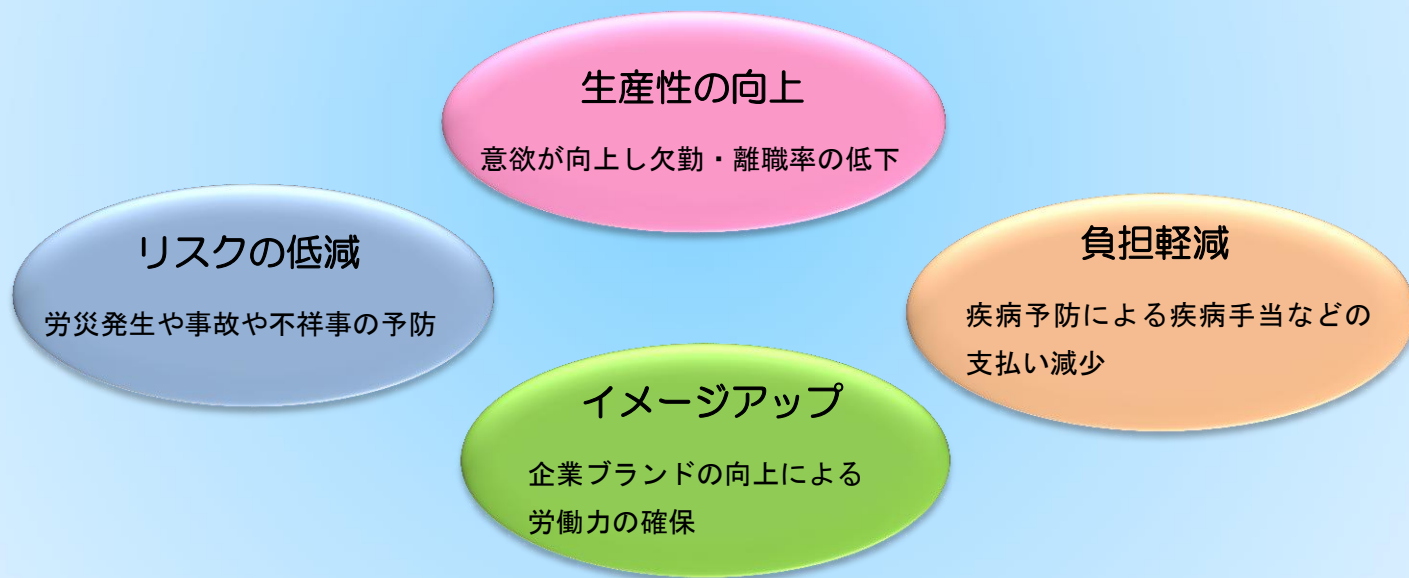
「健康宣言」してみませんか？

大阪府貨物運送健康保険組合は
「従業員の健康づくり」に取り組む企業を応援します！



「健康宣言」に取り組むメリット

事業主が「健康宣言」することが、従業員と一体となって健康づくりに取り組める第一歩！
健康づくりに取り組むとこんなメリットが期待できます。



健康宣言すると・・・

「健康宣言」エントリー事業所には健保連大阪連合会より、「健康宣言の証」を贈呈します。

健康宣言を登録した事業所は、経済産業省の実施する「健康経営優良法人」への認定を受けるための申請が可能となります。



⇒ 申請方法は裏面に記載しています。

●健康経営優良法人には2つの認定対象があります●

大貨健保に適用の事業所の大半は中小規模法人部門に該当されますので、中小規模法人部門について、申請までの流れを説明いたします。大規模法人部門は申請方法が異なりますのでご注意ください。

	中小規模法人部門	大規模法人部門
製造その他 (運輸業含む)	300人以下	301人以上
卸売業	100人以下	101人以上
小売業	50人以下	51人以上
サービス業	100人以下	101人以上

※ 大貨健保加入の適用事業所の場合、製造業・その他の区分に該当されます。

●申請までの流れ●（中小規模法人部門）

①宣言を行う

「健康宣言」エントリーシートを大貨健保へ提出。（エントリーシートは大貨健保ホームページ参照）
後日、健保連大阪連合会から大貨健保を経由して事業所へ「健康宣言の証」を贈呈します。



②取り組みの実施

健康経営優良法人の認定基準（経済産業省ホームページ掲載）から、事業所での取り組み状況と認定基準が適合しているか自主確認。会社が一体となって健康づくりに取り組みます。



③申請書の提出

事業所での取り組みが十分に実施できている場合は、経産省が指定する申請様式に記入と必要書類を添付のうえ、大貨健保に提出。その後、大貨健保より健保連本部を経由し日本健康会議健康経営優良法人認定委員会へ提出し審査を行います。（現段階では今年度の申請時期は未定です）



認定基準・健康経営優良法人認定制度の詳細については・・・

[経済産業省ホームページ](#)でご確認ください。